

## 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」 に関する取組について

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に関する下記の取組について、事業者団体・事業者への周知をよろしく願います。

○公正取引委員会「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について(令和4年1月26日公表)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

○下請事業者が匿名で「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できるフォーム（違反行為情報提供フォーム）の設置（公正取引委員会・中小企業庁）

・公正取引委員会「違反行為情報提供フォーム」(令和4年1月26日設置)

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

・中小企業庁「違反行為情報提供フォーム」(令和4年1月26日設置)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220126shitauke.html>

○労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は，下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化するための運用基準の改正（公正取引委員会）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126\\_02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126_02.pdf)

○労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇に伴い，下請法上留意すべき点を明らかにするための下請法Q & Aの更新（公正取引委員会）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126\\_03.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/0126PKG/220126_03.pdf)

○「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」（公正取引委員会）

フリーダイヤル「0120-060-110」（不当な下請取引ゼ(0)ロ(6)ゼロ(0)110番）で，下請法上の解釈に関する相談を受け付けております。

○「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)

## 【参考】パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

### 2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

#### (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
- ・また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

#### (3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買ったたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。